

## 第5章 関係機関・団体との連携

この計画は、県の取組とともに、関係機関・団体がそれぞれの役割を担い、相互の協力・協働により進める必要があります。

また、同様の行政課題を抱える全国の自治体との連携を図るとともに、必要に応じ、国に対して要請を行うなどの働きかけを行っていきます。

### 1 国・他の都道府県・市町村・警察との連携

#### (1) 国・他の都道府県との連携

消費者行政の効果的な推進、消費者トラブルの未然防止、消費者の安全及び公正な取引環境の確保等のため、国や他の都道府県と積極的に情報交換等を行います。

#### (2) 市町村との連携

消費者行政を効果的に推進するため、県と市町村の役割分担を踏まえ、県と市町村が連携し、情報交換や困難事案の解決等に取り組みます。

#### (3) 警察との連携

消費者トラブルの未然防止、被害防止及び被害者救済のため、若年消費者連絡協議会や消費者安全確保地域協議会において情報交換・協議を行うなど、連携を図ります。

また、警察と連携して、うそ電話詐欺（特殊詐欺）<sup>1</sup>及びSNS型投資・ロマンス詐欺<sup>2</sup>等の消費者被害を防止するための広報啓発活動を推進します。

### 2 関係団体との連携

#### (1) 消費者団体<sup>3</sup>との連携

消費者トラブルの未然防止、拡大防止のため、消費者団体<sup>3</sup>による地域における消費者教育や消費者教育を担う人材育成のための活動を促進するとともに、消費者団体<sup>3</sup>の地域の様々な主体との連携・協力した取組を支援します。

また、消費者被害の未然防止の観点から、差止請求を行うことのできる適格消費者団体<sup>4</sup>に対し、必要に応じて消費生活相談等に関する情報を提供するなど連携を図ります。

#### (2) 事業者団体との連携

事業者団体と連携し、事業者による法令遵守や消費者志向経営の取組を促進します。

また、事業者・事業者団体が行う職域における消費者教育を促進するとともに、消費生活に関する情報を提供します。

#### (3) その他の団体との連携

消費者トラブルの救済や多重債務問題などの専門的知識を必要とする相談について、弁護士会や司法書士会等専門機関と情報交換を行い、連携して対応します。

また、消費生活に関して専門的知識を有する弁護士会や司法書士会の講座情報の提供を行うことにより、団体の様々な場における消費者教育を支援します。

### 3 消費者、事業者等の意見の消費者施策への反映

知事の附属機関として設置されている「鹿児島県生活安定審議会」において、様々な立場で参画する委員に、消費生活の安定及び向上に関する事項等についての意見を求め、消費者施策への反映を図ります。

- 
- 1 うそ電話詐欺（特殊詐欺）とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信用させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪を総称したもののこと。
  - 2 SNS型投資詐欺とは、相手方が、主としてSNSその他の非対面での欺罔行為により投資を勧め、投資名目で金銭等をだまし取る詐欺。SNS型ロマンス詐欺とは、相手方が、SNSその他の非対面での連絡手段を用いて被害者と複数回やり取りすることで恋愛感情や親近感を抱かせ、金銭等をだまし取る詐欺のこと。
  - 3 消費者団体とは、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努める団体のこと。
  - 4 適格消費者団体とは、不特定多数の消費者の利益を擁護するために、差止請求権を適切に行使できる専門性などの要件を満たしたうえで、内閣総理大臣によって認定された消費者団体のこと。

## 第6章 計画の推進に当たって

県は、この計画に基づき県民の消費生活の安定と向上を図っていくため、社会経済情勢、消費者庁や消費者委員会における地方消費者行政の充実・強化に関する政策の検討・展開の状況等を踏まえながら、計画に掲げられている施策の方向をより一層具体化するとともに、計画の適切な進行管理を図っていきます。

### 1 消費者行政推進本部の運営

庁内各部局等の長からなる消費者行政推進本部を運営し、消費者行政の総合調整及びその一体的な推進を図り、計画の着実な実施を推進します。

### 2 数値目標

消費者施策の推進を図り、その進捗状況を把握するため、数値目標（別表1）を設定します。

また、この計画の取組のうち、他の計画等において数値目標等が設定されているものについては、関連計画の数値目標等（別表2）としてこの計画に記載し、その推進状況を把握していきます。

### 3 計画の進行管理

#### (1) 県生活安定審議会への報告及び公表

計画の進捗状況については、毎年度、県生活安定審議会に報告し、その評価を行うとともに、公表します。

#### (2) 計画の見直し

県民の消費生活をめぐる社会経済情勢の変化、消費者庁や消費者委員会における地方消費者行政の充実・強化に関する政策の検討・展開の状況等を踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

別表1 数値目標

番号	項目	現状 (R7年度)	目標 (R12年度)	第4章 関連項目					
				1 体系的・継続的 な消費者教育等の 推進	2 未然防止とその 救済	3 消費者の安全及び 自主的かつ合理的な 選択の確保	4 消費者トラブルの 未然防止とその救済	5 持続可能な社会の 実現に向けた消費者 と事業者との連携	6 どこに住んでいても 質の高い相談を受け られる体制の充実
1	過去1年間に消費者トラブルを経験した人の割合	※2 15.5%	減少	○	○	○	○		○
2	消費者教育ポータルサイト等の教材を活用した実践的な消費者教育を実施した高等学校等の割合	※3 ※4 96.3%	100%	○			○		
3	※1 消費生活相談窓口の認知度	※2 20.3%	50%	○	○		○		○
4	消費者トラブルの際、誰かに相談した人の割合	※2 65.1%	75%	○	○		○		○
5	県及び市町村が実施する消費者教育（消費生活）講座の受講者数	※4 19,807人	21,000人	○	○		○		
6	消費者教育への参加の経験がある県民の割合	※2 48.1%	60%	○	○		○		
7	消費者安全確保地域協議会を設置している市町村数	11市町村	22市町村		○		○		
8	食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合	※2 71.7%	80%	○				○	
9	県民の50%以上が実施するエシカル消費につながる行動の割合	※2 14.3%	25%	○				○	
10	消費生活相談員の研修参加率	※4 100%	100%						○
11	市町村担当職員の研修参加率	※4 97.6%	100%						○

※1 消費者ホットライン188、市町村消費生活相談窓口、県消費生活センター、大島消費生活相談所のいずれかについて、名称だけでなく内容まで知っている者の割合

※2 令和6年度に実施した「消費者教育等に関する意識調査」の調査結果

※3 消費者教育教材「社会への扉」等を活用した高等学校等の割合

※4 令和6年度の数値

別表2 関連計画の数値目標等

番号	項目	現状 (R7年度)	目標 (R12年度) ※ 目標年度がR12年度でないものについては括弧書きで記載	第4章 関連項目						
				1 の推 進	2 と 救済	3 保 つ	4 と 救済	5 携 け	6 充 実	
1	「鹿児島県環境教育等行動計画」(令和3年3月策定) 【計画所管課 地球温暖化対策室】 家庭・地域社会における環境教育等の充実 こどもエコクラブ設置市町村数	※1 38市町村	全市町村							
	指導者の活用 環境学習指導者人材バンク登録者の活動率	※1 42%	80%							○
2	「子どもの貧困解消対策計画」(令和7年3月策定) 【計画所管課 子ども福祉課】 ① 子ども食堂の数	※1 208箇所	377箇所 (R11年度)							○
	② 子ども食堂地域ネットワーク拠点の数	※1 5箇所	20箇所 (R11年度)							○
3	「第4次鹿児島県食の安心・安全推進基本計画」(令和8年3月策定) 【計画所管課 農政部農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室】 ① 食の安心・安全の確保に関する理解度	-	90%							○
	② かごしまの農林水産物認証制度(新基準)の認証件数	-	180件							○
	③ 食品表示法(品質事項)に基づく食品表示の適正表示率	※1 91.2%	100%							○
4	「かごしまの“食”交流推進計画」(第5次)(令和8年3月策定) 【計画所管課 農政部農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室】 意識して県産農林水産物を購入する人の割合	※2 77.1%	90%以上							○
	学校給食における地場産物(重量ベース)の利用割合	※1 61.2%	70%以上 (R11年度)	○						○
5	「鹿児島県廃棄物処理計画」(令和8年3月策定) 【計画所管課 環境林務部廃棄物・リサイクル対策課】 ① 一般廃棄物排出量(1人1日当たり)	※3 894g/日	865g/日							○
	② 一般廃棄物リサイクル率	※3 15.9%	22.1%							○
6	「鹿児島県教育振興基本計画」(令和6年2月策定) 【計画所管課 教育庁総務福利課】 消費者教育の充実 (外部の専門機関等と連携した消費者教育講座(出前授業)の実施率(高等学校))	※1 64.0%	100% (R10年度)	○						

※1 令和6年度の数値

※2 令和7年度アンケートの調査結果

※3 令和7年度の推計値